

令和7年度山口県産業技術センターの障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和7年度における山口県産業技術センターの障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、物品（事務用品、記念品など）及び役務（印刷、清掃・草刈りなど）の種別毎に、定期的に依頼することを目標とする。

3 障害者就労施設等の受注機会拡大のための措置

経営管理部は、物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等への発注に努める。この場合、障害者就労施設等の提供能力に合わせ、納期、納入条件等について適切な配慮を行うものとする。